

籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請手続きについて

*籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請手続きが必要となる場合

氏名の変更又は本籍地都道府県の変更です。同一都道府県内の本籍地変更のみの場合や、引越し等による住民票の移動については、手続きの必要はありません。なお、免許証を紛失した場合は、同時に再交付申請をしてください。

*八王子市保健所で籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請の手続きができる方

八王子市に在住・在勤の資格者の方です。

*提出期限

免許証の記載事項に変更を生じた場合は、30 日以内に籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請の手続きを行ってください。提出期限を過ぎている場合は、遅延理由書の提出が必要です。

※注意事項

戸籍を複数回変更している場合、または、かなり前の戸籍変更について申請される方は、以下に注意してください。

お持ちの免許証の交付時点(最後に変更手続きをした時点)から現在に至るまでの変更経過が全て確認できるものが必要なため、現在の戸籍抄(謄)本に加えて、さかのぼって一致するまでの除籍抄(謄)本が必要になります。過去に、戸籍があった全ての役所から取り寄せてください。

また、戸籍を変更した後に、その戸籍のある区市町村がコンピュータ(電算)処理を開始した場合、個人(全部)事項証明書に併せて改製原戸籍も必要になります(コンピュータ化前にすでに変更手続き済みの場合は必要ありません)。戸籍のコンピュータ(電算)化については、戸籍のある区市町村にご確認ください。なお、八王子市に本籍がある(あった)方については、平成 17 年 12 月 17 日より戸籍事務のコンピュータ処理が開始されましたのでご注意ください。

籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請		
	必要な書類等	備考
1	籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請書	申請書用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードできますが、保健所にもあります。
2	変更後 30 日以内の提出期限を過ぎた場合は「遅延理由書」	遅延理由書用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードできますが、保健所にもあります。
3	・「戸籍抄(謄)本」又は、コンピュータ(電算)化されていた場合は「戸籍個人(全部)事項証明書」(上記注意事項を参照ください。) ・日本国籍を有しない人は 中長期在留者・特別永住者:「住民票」(国籍等の記載があること)と「申請の事由を証する書類」 短期在留者:「旅券その他身分を証する書類」と「申請の事由を証する書類」	発行日から 6 か月以内のもの。 ・旧姓併記を希望する場合は、併記する旧姓を使用していたことがわかる「戸籍抄(謄)本」または、「戸籍個人(全部)事項証明書」も必要です。 ・「住民票」については、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
4	免許証の原本	新しい免許証が出来るまで 3~4 か月かかります。免許証のコピーを取っておくことをお勧めします。
5	通常はがき(登録済証明書用)	後日、免許証の代わりになるものが発行・配達されます。ご希望の方はお持ちください。なお、診療放射線技師、視能訓練士、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士及び作業療法士については、オンライン発行も可能です。詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。
6	登録免許税 1,000円分の収入印紙	あらかじめ郵便局等で購入の上、ご来所ください。